


所管部課	市民部 保険年金課		部長	村上 敏彰		
件名	東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について					
	区分	○	1. 審議事項		2. 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1. 要旨						
<p>地方税法施行令の一部改正に伴い、東大和市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>なお、条例の改正内容は、令和2年4月1日から施行する必要があるが、地方税法施行令の一部を改正する政令が、議会閉会後の 3月31日に公布され、議会を招集する暇がないことから、専決処分により改正する。</p>						
(1) 主な改正内容						
<ul style="list-style-type: none"> ・基礎課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額を引き上げ、そのことにより各所得割額を引き下げる。 ・低所得者の国民健康保険税の軽減措置となる5割及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を拡大する。 						
(2) 施行日						
令和2年4月1日から施行する。						
(3) 影響及び効果						
<ul style="list-style-type: none"> ・中間所得者層の被保険者の負担に配慮した税率が設定できる。 ・低所得者に対する保険税軽減の対象世帯の拡大に寄与する。 						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
<p>条例改正を専決処分により行うことについて、令和2年第1回市議会定例会最終日の会議終了後に、市長より議会に対して説明を行った。</p> <p>令和2年 3月31日 地方税法施行令の一部を改正する政令 公布 文書課審査済み。</p>						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
<p>地方自治法第179条第3項の規定に基づき、次の議会において専決処分の報告をし、承認を受けることとする。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。